

一般競争入札の公告

いわて子どもの森植栽維持管理業務委託の調達について、一般競争入札に付することとしたので公告します。

令和8年2月13日

いわて子どもの森
館長 浅沼 茂

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 いわて子どもの森植栽維持管理業務委託
- (2) 履行場所 いわて子どもの森
二戸郡一戸町奥中山字西田子 1468-2
- (3) 履行期間 令和8年4月1日～令和8年11月30日
- (4) 業務概要 「委託業務仕様書」による。
- (5) 入札方法

業務名を『いわて子どもの森植栽維持管理業務』とした総価入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、岩手県内に本社、支店又は主たる営業所を有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団でないこと。
- (5) 入札参加資格申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (7) この公告の日から過去5年以内に、当該業務と同種の契約実績を有し、かつ誠実に履行したこと。

3 入札参加者に求められる事項

入札参加者は、令和8年2月26日（木）午後5時までに次の書類をいわて子どもの森に提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、いわて子どもの森から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 入札参加資格申請書（様式第1号）
- (2) 植栽維持管理業務に関する履行実績届出書（様式第2号）

提出された書類による確認の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に

参加できるものとする。

なお、その結果は令和8年3月6日（金）午後5時までに通知するものとする。

4 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等

〒028-5134 二戸郡一戸町奥中山字西田子 1468-2
いわて子どもの森 電話番号：0195-35-3888

5 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和8年3月12日（木）午前11時00分
場 所 いわて子どもの森 3階 研修室
(二戸郡一戸町奥中山字西田子 1468-2)

6 入札保証金に関する事項

- (1) 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団会計規則施行細則14により見積る入札金額の100分の3以上の額を前日までに指定する口座（岩手銀行沼宮内支店当座 1000484 口座名義社会福祉法人岩手県社会福祉事業団）に入金すること。
ただし、次の各号に該当する場合は、入札保証金を免除する。
ア 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間にいわて子どもの森を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
イ 一般競争入札に付する場合において、地方自治法施行令〔昭和22年政令第16号〕第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定により岩手県知事が定める資格を有する者（以下「競争入札参加資格者」という。）
- (2) 入札参加者は入札保証金を納付した場合には領収書を、入札保証保険契約を締結した場合には保険証券を、入札書提出に先立ち、提出すること。
- (3) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）完了後、入札参加者またはその代理人からの請求により還付する。
- (4) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金については、当該競争入札に係る契約書を取り交わした後にこれを還付するものとする。なお、契約の相手方となるべき契約を結ばない時は岩手県社会福祉事業団に帰属するものとする。
- (5) 代理人に入札保証の納付及び還付に関する行為をさせようとする者は、委任状を提出しなければならない。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効
この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 入札等に関する照会先
上記4に同じ。
- (5) 落札者の決定方法
社会福祉法人岩手県社会福祉事業団会計規則施行細則14第4条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 調達手続の停止

当該契約に係る予算が成立しない場合等にあっては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、いわて子どもの森が発注する業務委託契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務内容

- (1) 業務名 いわて子どもの森植栽維持管理業務委託
- (2) 履行場所 いわて子どもの森
二戸郡一戸町奥中山字西田子 1468-2
- (3) 履行期間 令和8年4月1日～令和8年11月30日
- (4) 業務概要 「委託業務仕様書」による。

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、岩手県内に本社、支店又は主たる営業所を有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団でないこと。
- (5) 入札参加資格申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から指名停止を受けていないこと。
- (6) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (7) この公告の日から過去5年以内に、当該業務と同種の契約実績を有し、かつ誠実に履行したこと。
- (8) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 入札参加資格の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。
- (2) 提出書類
 - ア 入札参加資格申請書（様式第1号）
 - イ 受付等業務に関する履行実績届出書（様式第2号）
- (3) 上記(2)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。
- (4) 申請書等を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

(5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

4 資本関係等にある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することができない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、そのすべての者の入札を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更正会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続き中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、アについては会社の一方が更正会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合員またはその会員の場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)から(3)と同視し得る関係があると認められる場合

(5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

5 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 5 時までに通知する。

6 入札の方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札者の印で押印をしておかなければならない。なお、金額は訂正することができない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (3) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

7 入札の日時及び場所

日 時 令和8年3月12日（木） 午前11時00分
場 所 いわて子どもの森 3階 研修室
(二戸郡一戸町奥中山字西田子 1468-2)

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめがある。

8 入札保証金

- (1) 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団会計規則施行細則14により見積る入札金額の100分の3以上の額を前日までに指定する口座（岩手銀行沼宮内支店当座 1000484 口座名義社会福祉法人岩手県社会福祉事業団）に入金すること。
ただし、次の各号に該当する場合は、入札保証金を免除する。
 - ア 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間にいわて子どもの森を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - イ 一般競争入札に付する場合において、地方自治法施行令〔昭和22年政令第16号〕第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定により岩手県知事が定める資格を有する者（以下「競争入札参加資格者」という。）
- (2) 入札参加者は入札保証金を納付した場合には領収書を、入札保証保険契約を締結した場合には保険証券を、入札書提出に先立ち、提出すること。
- (3) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）完了後、入札参加者またはその代理人からの請求により還付する。
- (4) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金については、当該競争入札に係る契約書を取り交わした後にこれを還付するものとする。なお、契約の相手方となるべき契約を結ばない時はいわて子どもの森に帰属するものとする。
- (5) 代理人に入札保証の納付及び還付に関する行為をさせようとする者は、委任状を提出しなければならない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記名押印がない場合
- (3) 入札書の金額が訂正されていた場合
- (4) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (5) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (6) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上の入札を行った場合
- (7) 代理人が委任状を提出せずに入札を行った場合
- (8) その他入札に関する条件に違反して入札を行った場合

10 入札書に関する事項

入札書は、いわて子どもの森で示す書式により次のことを表示し、押印すること。

- (1) 入札年月日

- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額（初頭に円の記号を付記または捺印のこと）
- (4) 入札件名
- (5) あて名（「いわて子どもの森 館長 浅沼 茂」とする）
- (6) 入札参加者の所在地又は住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者の所在地又は住所・氏名、受任者の氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載）

11 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団会計規則施行細則14第4条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。この場合、入札保証金は還付しない。

12 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、2回を限度とし、直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、7(3)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

13 契約成立要件

- 落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。
- (1) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (2) 岩手県から措置基準に基づく指名停止又は文書警告を受けていないこと。

14 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間にいわて子どもの森を被保険者とする履行保証契約を締結し、当該保険証を提出したとき。
 - イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体等と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときはいわて子どもの森に帰属する。
- (4) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

15 本説明書等についての疑義

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、令和8年2月23日（月・祝）午後5時までに書面によりいわて子どもの森まで申し出ることができる。
- (2) 前号の疑義に対する回答は、令和8年2月25日（水）午後5時までに回答書を閲覧に供して行う。

16 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 調達手続の停止
当該契約に係る予算が成立しない場合等にあっては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。
- (3) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。
- (4) 入札及び契約に関する照会先
〒028-5134 二戸郡一戸町奥中山字西田子 1468-2
いわて子どもの森 電話番号：0195-35-3888

(様式第1号)

入札参加資格申請書

令和 年 月 日

いわて子どもの森
館長 浅沼 茂 様

申請者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者の氏名

印

令和8年2月13日付けで公告のありました、「いわて子どもの森植栽維持管理業務」に係る一般競争入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札参加者に必要な資格を有していることを誓約します。

記

資格確認資料

1 植栽維持管理業務に関する履行実績届出書 (様式第2号)

(申請書担当者)

所属部署 :

担当者名 :

電話番号 :

FAX番号 :

E-mail :

(様式第2号)

植栽維持管理業務に関する履行実績届出書

令和 年 月 日

いわて子どもの森
館長 浅沼 茂 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者の氏名

印

次のとおり契約実績を有し、履行したことを届け出ます。

| | | | |
|---------|--------|--------|-------------|
| 契約業務の名称 | | | |
| 発注者 | | | |
| 業務場所 | | | |
| 契約期間 | 自 至 | 年 月 | 日 月 日 |
| 契約金額 | 円 | | |
| 業務概要 | | | |

- (注) 1 公告の日から過去5年以内の契約実績を記載してください。
2 記載した業務の契約書の写しを添付してください。
3 業務概要については、できる限り詳細に記入してください。

入札書

金

| | | | | | | | | |
|--|----|----|----|---|---|--|--|--|
| | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | | | |
|--|----|----|----|---|---|--|--|--|

円也

※初頭に¥の記号を付記または捺印をして下さい。 (消費税を除く)

- 1 業務名 いわて子どもの森植栽維持管理業務委託
2 委託期間 令和8年4月1日 ~ 令和8年11月30日

令和 年 月 日
いわて子どもの森
館長 浅沼 茂 様

住 所
会社名
代表者名
代理人

委任状

令和 年 月 日

いわて子どもの森 館長 浅沼 茂 様

委任者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記の者を代理人として、入札に関する一切の権限を委任します。

記

- 1 入札件名
『いわて子どもの森植栽維持管理業務委託』
- 2 受任者 住所

氏名

受任者使用印



いわて子どもの森植栽維持管理業務委託仕様書

1 業務内容

いわて子どもの森の施設内の芝生・樹木等を良好な状態で維持するために、別紙「植栽維持管理内訳」の各作業を行うものである。

2 特記事項

(1) 一般事項

- ア 委託業務に使用する部品及び材料は、受託者の負担とする。
- イ 業務の性質上当然実施しなければならない作業はもちろん、軽微で記載のない部分についても受託者の責任において行うものとする。
- ウ 業務完了後では、容易に点検できないような作業等については、写真記録等により確認を行えるようにすること。
- エ 委託期間中は、多数の来場者があるので、事故等を起こさないよう細心の注意をはらって作業を行うこと。

(2) 責任者

- ア 受託者は、業務の内容を十分に行なう者で、かつ充分な経験を有する者を責任者として配置し、業務にあたらなければならない。
- イ 責任者は、作業員を指揮するとともに、管理状況等を把握し、業務に遅れを生じさせないようにすること。

(3) 資格者等

委託業務のうち、法令上規制のあるものについては、有資格者がその取扱いを行うこと。

(4) その他

- ア 業務の実施の際は、火災、盗難等の防止に努めること。
- イ 事故発生の場合は、速やかに応急措置をとると共に、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- ウ 受託者は常に整理整頓を心がけ、業務終了後及びその日の作業終了後は速やかに後片付けと清掃を行うこと。
- エ 受託者は、その作業行程表を作成し隨時委託者に提示すること。

3 作業方法

(1) 芝刈り・除草等

- ア 芝生地内のゴミや石等の障害物はあらかじめ取り除くこと。
- イ 芝刈りは、ロータリーモア、肩掛け式刈り払い機等により均一に、刈り込みむらのないよう刈り込むこと。
- ウ 刈込みの際は、来場者はもちろん、施設等にも十分注意を払って行うこと。
- エ 刈り取った芝は、速やかに処理するとともに、刈った後はきれいに清掃を行うこと。

(2) 施肥

- ア 中高木 規定量の固形肥料を樹木根元周辺に埋め込むこと。
- イ 低木 規定量の粒状肥料を樹木根元周辺に散布すること。

(3) 防除

- ア 薬剤の使用に際しては、農薬関連法規、使用安全基準等を遵守すること。
- イ 作業は、来場者の安全を第一に考え、早朝又は休館日等に行うこと。
- ウ 敷設方法については、病害虫の特性に応じて、最も効果的な方法で行うこと。

いわて子どもの森植栽維持管理業務委託入札に係る質問票

いわて子どもの森 あて

質問者名 :

| |
|---|
| 質問票送付先 |
| いわて子どもの森 山下 和子 FAX 0195-35-3889 TEL 0195-35-3888 |

質問票送付先

いわて子どもの森

山下 和子 FAX 0195-35-3889 TEL 0195-35-3888